

令和 8 年度
「交通空白」解消等リ・デザイン全面
展開プロジェクト
(地域交通 DX 推進タイプ)
公募要領

■募集期間

令和 8 年 2 月 13 日 (金) ~ 3 月 6 日 (金) まで

初版 令和 8 年 2 月
国土交通省総合政策局モビリティサービス推進課

目次

本事業のお問い合わせ先	2
I. 「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクトの概要	3
1. 目的	3
2. 「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクトの概要	3
II. 募集内容	5
1. 補助対象事業の事業内容	5
2. 補助対象事業の事業主体	5
3. 補助対象要件	5
4. 補助対象要件に関する留意点	8
5. 補助対象経費	11
6. 補助率	12
7. 補助対象事業の事業実施期間	13
8. 事業実施状況等の報告等	13
III. 補助対象事業の採択方法・審査基準	14
1. 採択方法	14
2. 審査基準	14
IV. 応募手続、交付申請等の事業全体の流れについて	16
1. 事業全体の流れ	16
2. 応募について	17
2-1. 応募期間	17
2-2. 応募方法	17
2-3. 提出書類	17
3. ヒアリングの実施について	18
4. 採択結果の通知について	18
5. 採択後の補助金交付申請等について	18
6. 令和6年能登半島地震の被災地における特例について	18
V. 事業の実施にあたっての留意点等	19

本事業のお問い合わせ先

本公募要領及び以下のWebサイト掲載情報（随時更新予定）をご覧いただいたうえで、ご不明な点があればお問い合わせください。

（WebサイトURL）

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000258.html

○ 申請方法に関するお問い合わせ先

国土交通省 総合政策局 モビリティサービス推進課

TEL：03-5253-8111 直通：03-5253-8980

E-mail：hqt-mobilityservice1002@gxb.mlit.go.jp

○ 事業内容に関する事前相談・お問い合わせ先

以下の【地方運輸局等における相談窓口】を参照ください。

受付時間9：30～17：00（土日祝日及び年末年始を除く）

※運輸局によっては、上記時間内に電話対応休止時間がある場合がございます。

【地方運輸局等における相談窓口一覧】

局名	部署	電話番号
北海道運輸局	交通政策部 交通企画課	011-290-2721
東北運輸局（青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島）	交通政策部 交通企画課	022-791-7507
関東運輸局（茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨）	交通政策部 交通企画課	045-211-7209
北陸信越運輸局（新潟、富山、石川、長野）	交通政策部 交通企画課	025-285-9151
中部運輸局（福井、岐阜、静岡、愛知、三重）	交通政策部 交通企画課	052-952-8006
近畿運輸局（滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山）	交通政策部 交通企画課	06-6949-6409
中国運輸局（鳥取、島根、岡山、広島、山口）	交通政策部 交通企画課	082-228-3495
四国運輸局（徳島、香川、愛媛、高知）	交通政策部 交通企画課	087-802-6725
九州運輸局（福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島）	交通政策部 交通企画課	092-472-2315
内閣府沖縄総合事務局	運輸部企画室	098-866-1812

I. 「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクトの概要

1. 目的

バス・タクシーの利用者減少やドライバー不足等により、地域交通をとりまく環境は厳しいものとなっています。国土交通省では、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下「地域交通法」）の改正をはじめ、地域の多様な関係者の連携・協働による地域公共交通の利便性・生産性・持続可能性の向上に向けた再構築（リ・デザイン）の取組を進めてきました。

また、地域住民や来訪者が全国においてバス・タクシー等の公共交通を利用できない状況を「交通空白」と捉え、公共ライドシェア・日本版ライドシェア等の新たな交通モードも活用しながら、その速やかな解消に取組むために、令和6年7月に「国土交通省『交通空白』解消本部」を立ち上げました。同年11月には「『交通空白』解消・官民連携プラットフォーム」創設し、民間企業の有するソリューションを活用した実効性かつ持続性のある取組の推進体制を構築したほか、令和7年5月の第4回「『交通空白』解消本部」では、取組の根幹となる「『交通空白』解消に向けた取組方針2025」を定め、令和7年度から9年度の「交通空白解消・集中対策期間」において全国約2,500の「交通空白」の解消に目途をつけていくこととしています。さらには、「令和7年度交通政策審議会交通体系分科会地域公共交通部会」において、「交通空白」を解消し地域交通を確保・維持していく「新たな制度的枠組みの構築」の検討にも取り組み、12月26日に取りまとめがなされたところです。

「『交通空白』解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト」は、全国各地の「交通空白」の早期解消に向けた取組の立ち上げ支援や地域の多様な関係者の連携・協働、複数の主体による共同化・協業化を通じた地域旅客運送サービスの提供、地方公共団体におけるモビリティデータを活用できる人材・組織の育成及び組織として効率的な地域交通への見直しを含む企画・立案や地域の関係者との調整を進める体制の整備、さらには、事業者・事業種の連携・協働によりデジタル技術を活用した高度サービスの実装等への支援を行うことで、「交通空白」の解消など地域交通の「リ・デザイン」の全面展開を加速することを目的とします。

2. 「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクトの概要

「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクトでは、次に掲げる事業を実施します。

① 「交通空白」解消タイプ

「交通空白」の課題があると自治体等が判断した地域において、その解消に向け公共ライドシェア・日本版ライドシェアやデマンド交通、乗合タクシー等の新たな交通サービスの導入や、医療・福祉・教育等の他分野の関係者が連携して移動手段

を支える仕組みの構築を支援する事業

②共同化・協業化促進タイプ

複数の地方公共団体や交通事業者、施設等への運送サービス提供者による地域旅客運送サービスの共同化・協業化を推進し、共同での路線バス・乗合タクシー・公共交通シェア等の運送に係る体制の構築や運行を支援する事業

③モビリティ人材育成事業

持続可能な地域公共交通を実現するため、地域の司令塔として重要かつ多岐にわたる役割を担えるよう、地方公共団体職員におけるモビリティ・データの活用のほか、組織として効率的な地域交通への見直しを含む企画・立案及び交通事業者や地元住民等の関係者との調整を進めるための専門人材や組織の育成、またそれらを地方公共団体と連携して実施する取組を支援する事業

※地方公共団体と連携して、当該団体の企画・立案機能を補完する事業者への支援を含む

④地域交通 DX 推進タイプ

事業者・事業種の連携・協働により複数のモビリティ・データの統合及び活用や国の定める標準仕様に基づくシステム統合、標準業務モデルの導入など、デジタル技術を活用した高度サービスの実装を推進する事業

※本公司要領は、上記④の補助事業を活用する事業者を公募するものです。

II. 募集内容

1. 補助対象事業の事業内容

事業者・事業種の連携・協働により複数のモビリティ・データの統合及び活用や国の定める標準仕様に基づくシステム統合、標準業務モデルの導入など、デジタル技術を活用した高度サービスの実装を推進し、事業者・事業種を横断したDXを加速させることで、事業生産性やサービス品質の向上に資する取組を対象とします。

2. 補助対象事業の事業主体

都道府県・市町村（以下「地方公共団体」という）・システムベンダー、これらによる共同事業体又はこれらを構成員とする協議会。

※ 主たる構成員が「交通空白」解消・官民連携プラットフォームに加入している必要があります。

3. 補助対象要件

以下の①、②、③のいずれかの類型の事業であって、事業生産性やサービス品質の向上に資する事業を補助対象事業とします。

① データ統合によるモード横断のデータ活用（協業化）

複数の事業者・事業種が連携して、交通モードごと、事業者ごと、決済手段ごとに分断されているデータを統合し、標準データ仕様に準拠したモード横断のデータ活用を実現する事業であること。

事業要件

1.	主体	都道府県、市町村、交通事業者、システムベンダーなど
2.	事業目的	事業主体が地域のモビリティ・データを取得及び統合し、地域公共交通計画の改定検討など交通政策の立案又は検討に活用するもの。
3.	対象	鉄道、バス、タクシー、デマンドバスなど、異なる複数の交通モードの乗降実績、運行情報、事業情報等のデータを活用する事業であること（このために必要なシステム導入・改修等を含む）。
4.	技術要件	データ取得又はデータ統合の際に、当該データに関し国土交通省が定めるデータの標準仕様が存在する場合には、これに準拠すること。 乗降実績データについては、国土交通省が定める「乗降実績データ標準仕様書（鉄道・バス）」又は「乗降実績データ標準仕様書（配車アプリ）」（いずれも国土交通省より貸与）に準拠すること。

		鉄道、バス、デマンドバス、シェアモビリティの運行情報については、国土交通省が定める「公共交通運行情報標準データ仕様書 (GTFS-JP) v4」（国土交通省より貸与）に準拠すること。
--	--	---

② システム統合による業務効率の向上（共同化）

標準 API の導入等により、タクシー配車管理システムやデマンドバス配車システムなど多様化するシステムの連携・統合させ、業務効率の向上を図る事業であること。

事業要件

1.	主体	都道府県、市町村、交通事業者、システムベンダーなど
2.	事業目的	複数の交通事業者等が運用・提供する交通サービスに係る複数のシステムについて、業務効率化の観点からシステムの共通化やシステム間連携によりシステム統合を実現するもの。
3.	対象	<p>A) タクシー配車管理システムの共通化により共同配車を実現する取組</p> <p>B) MaaS アプリ等の利用者向けシステムからデマンドバスの配車を実現する取組</p> <p>C) MaaS アプリ等の利用者向けシステムから共通の配車管理システム（人がシステムを操作して配車差配を行うためのシステム）を通じてタクシー/デマンドバスの配車を実現する取組</p> <p>D) 異なる事業者間の異なる QR チケット認証システムを連携させ、QR チケットをワンストップ化する取組</p> <p>E) 異なるシェアサイクル等貸出アプリが管理するポートを共有化し、各アプリで共有ポートを利用したモビリティの貸出・返却を可能とする取組</p> <p>F) その他、複数の交通事業者等が運用・提供する交通サービスに係る複数のシステムについて、業務効率化の観点からシステムの共通化やシステム間連携によりシステム統合を実現する取組。</p>
4.	技術要件	<p>各対象事業の技術要件は以下のとおり。</p> <p>A) 国土交通省が作成する「タクシー共同配車業務運用ガイドライン」に準拠するもの。</p> <p>B) 国土交通省が定める「デマンドバスシステム連携 API 標準仕様書」に準拠して両システムを連携させるもの。</p> <p>C) 国土交通省が定める「タクシー配車システム連携 API 標準仕様書」に準拠して両システムを連携させるもの。</p> <p>D) 国土交通省が定める「QR チケット相互運用 API 標準仕様書」に準拠してシステム間連携を実現させるもの。</p>

		E) 国土交通省が定める「シェアサイクルポート共有 API 標準仕様書」に準拠してシステム間連携を実現させるもの。
--	--	---

③ 標準業務モデルの導入によるサービス品質向上（標準化）

標準業務モデルに基づくシステムリプレイス及び標準システム導入等により、データ活用等によるオペレーションの高度化などサービス品質向上を図る事業であること。

事業要件

1.	主体	都道府県、市町村、交通事業者、システムベンダーなど
2.	事業目的	業務手順やシステム構成、システムインターフェース等の標準化を通じ、複数の交通事業者等のシステム共通化や業務連携、業務効率化・高度化を実現するもの。
3.	対象	<p>A) 複数のバス事業者等が連携して業務手順の統一、共通システムの導入、共通のシステムインターフェース又はデータモデルの採用によるデータ活用等を行う取組。</p> <p>B) 小規模なバス事業の運行企画、運行管理、GTFS データ作成等を標準的なシステムを用いて行う取組。</p> <p>C) 複数の施設管理者が施設送迎（車両を用いて自施設の利用者の送迎を無償で行うものをいう。）を共同して行う取組。</p> <p>D) バス停（標柱等）の時刻表張替作業の省人化を標準的なシステムを用いて行う取組。</p> <p>E) 鉄道、バス、タクシーの乗降実績データを管理するシステムの出力インターフェースを標準的なインターフェースに改修する取組。</p>
4.	技術要件	<p>各対象事業の技術要件は以下のとおり。</p> <p>A) 国土交通省が定める「バス業務標準仕様書」に準拠するもの。</p> <p>B) 国土交通省が公開するオープンソースソフトウェア「コミュニティバス運行支援キット」を利用するもの。</p> <p>C) 国土交通省が公開するオープンソースソフトウェア「施設送迎共同管理システム」を利用するもの。</p> <p>D) 国土交通省が作成する「SIM レスバス停システム技術仕様書」に準拠するもの。</p> <p>E) 国土交通省が定める「乗降実績データ標準仕様書（鉄道・バス）」又は「乗降実績データ標準仕様書（配車アプリ）」に準拠するもの。</p>

※技術要件について

技術要件について、以下 Web サイト URL を確認ください。

なお、下記 1～7 以外の技術要件は順次掲載いたします。掲載前に必要な場合は、お問い合わせください。

	技術要件	Web サイト URL
1.	乗降実績データ標準仕様書（鉄道・バス）	https://www.mlit.go.jp/commmons/document/005/
2.	タクシー共同配車業務運用ガイドライン	https://www.mlit.go.jp/commmons/document/013/
3.	デマンドバスシステム連携 API 標準仕様書	https://www.mlit.go.jp/commmons/document/003/
4.	タクシー配車システム連携 API 標準仕様書	https://www.mlit.go.jp/commmons/document/001/
5.	QR チケット相互運用 API 標準仕様書	https://www.mlit.go.jp/commmons/document/004/
6.	シェアサイクルポート共有 API 標準仕様書	https://www.mlit.go.jp/commmons/document/002/
7.	SIM レスバス停システム技術仕様書	https://www.mlit.go.jp/commmons/document/011/
	上記以外の技術要件	https://www.mlit.go.jp/commmons/document/

4. 補助対象要件に関する留意点

前述 3 の事業要件の適合性を判断する際は、以下の点に留意すること。

- ① データ統合によるモード横断のデータ活用（協業化）
 - 複数の事業者・事業種が連携して、交通モードごと、事業者ごと、決済手段ごとに分断されているデータを統合する事業である必要がある。このため、単一の交通モードによるデータ活用のみを行う取組は要件を満たさない。
 - 単一の資本グループに閉じた取組（例：グループ系列の鉄道とバスの連携）は、他の交通サービスが当該地域に存在する場合には、要件を満たさないと評価される場合がある。
 - 取得したデータを地域の交通施策における課題解決に活用する取組を重視する。このため、単にデータを取得することだけが目的となっている取組（具体的な活用方法を提案できていない取組）は要件を満たさないと評価される場合がある。
- ② システム統合による業務効率の向上（共同化）

- タクシー配車管理システムやデマンドバス配車システムなど多様化するシステムの連携・統合により業務効率の向上を図る事業である必要がある。このため、システムが連携・統合が推進されず、相互に独立しているシステムが単に連携するだけの取組は要件を満たさないと評価される場合がある。

③ 標準業務モデルの導入によるサービス品質向上（標準化）

- データ活用等によるオペレーションの高度化など標準業務モデルの導入により、従来バラバラに管理されていた業務やデータが統合され、事業者間で共通化されることにより、サービス品質向上を推進する事業である必要がある。このため、業務単位でシステムが独立し統合されていない場合や、事業者単位でシステムがカスタマイズされ、データ交換できない場合は要件を満たさないと評価される場合がある。

④ 本補助事業が定める技術要件に準拠して開発・導入される機能・システム等（以下「補助対象成果物」という。）については、事業完了後も実証環境ではなく本番環境において汎用的に運用すること（本格実装）を求めます。本格実装が認められない場合には、補助金の全部または一部を返還していただくことがあります。

各技術要件ごとの本格実装の条件は以下のとおりです。

事業類型	① データ統合によるモード横断のデータ活用（協業化）
技術要件	<p>A) 乗降実績データ標準仕様書（鉄道・バス）</p> <p>B) 乗降実績データ標準仕様書（配車アプリ）</p> <p>C) 公共交通運行情報標準データ仕様書（GTFS-JP）v4</p>
本格実装の条件	<p>i. データ取得の端緒となる IC カードシステムや運賃箱システム等のデジタルチケッティングシステムを開発又は改修する場合においては、システムが取得する乗降実績データの出力インターフェース（システムから出力されるデータのフォーマット、レイアウト、データ型及び値の入力規則等の仕様）が技術要件に適合していること。手作業や CLI 操作によってデータを編集して技術要件に適合させることは本格実装の条件を満たさない。</p> <p>ii. データ活用に利用するシステムを開発又は改修する場合においては、システムへ入力する乗降実績データ又は運行情報データの入力インターフェースが技術要件に適合していること。手作業や CLI 操作によってデータを編集して技術要件に適合させることは本格実装の条件を満たさない。</p> <p>iii. 本事業では技術要件に適合したシステムの開発・導入とその運用が汎用的かつ継続的に行われることを重視する。このため、本事業により導入等したシステムの運用が一定の事業やエリア、期間に限定されたものである場合は、本格実装の条件を満たさないと評価され</p>

	る場合がある。
--	---------

事業類型	② システム統合による業務効率の向上（共同化）
技術要件	<p>A) タクシー共同配車業務運用ガイドライン</p> <p>B) デマンドバスシステム連携 API 標準仕様書</p> <p>C) タクシー配車システム連携 API 標準仕様書</p> <p>D) QR チケット相互運用 API 標準仕様書</p> <p>E) シェアサイクルポート共有 API 標準仕様書</p>
本格実装の条件	<p>i. 「A) タクシー共同配車業務運用ガイドライン」に準拠した共同配車室の設置、拡充又は運用を行う場合においては、業務要件及び機能要件の主要な部分が同ガイドラインに整合するものとし、少なくとも 5 年間程度（社会的、経済的又は技術的な事情の変化によりやむを得ない場合を除く。）本格的に運用するものであること。</p> <p>ii. 「B) デマンドバスシステム連携 API 標準仕様書」、「C) タクシー配車システム連携 API 標準仕様書」、「D) QR チケット相互運用 API 標準仕様書」、「E) シェアサイクルポート共有 API 標準仕様書」に準拠したシステムを開発又は改修する場合においては、業務要件及び機能要件の主要な部分が同仕様書に整合するものとし、開発又は改修したシステムは少なくとも 5 年間程度（社会的、経済的又は技術的な事情の変化によりやむを得ない場合を除く。）本格的に運用するものであること。</p> <p>iii. 本事業では技術要件に適合したシステムの開発・導入とその運用が汎用的かつ継続的に行われることを重視する。このため、本事業により導入等したシステムの運用が一定の事業やエリア、期間に限定されたものである場合は、本格実装の条件を満たさないと評価される場合がある。</p>

事業類型	③ 標準業務モデルの導入によるサービス品質向上（標準化）
技術要件	<p>A) バス業務標準仕様書</p> <p>B) コミュニティバス運行支援キット</p> <p>C) 施設送迎共同管理システム</p> <p>D) SIM レスバス停システム技術仕様書</p> <p>E) 乗降実績データ標準仕様書（鉄道・バス）</p> <p>F) 乗降実績データ標準仕様書（配車アプリ）</p>
本格実装の条件	<p>i. 「A) バス業務標準仕様書」に準拠したシステムを開発又は改修する場合においては、業務要件及び機能要件の主要な部分が同仕様書に整合するものとし、開発又は改修したシステムは路線バス事</p>

	<p>業等の基幹的な業務システムとして少なくとも5年間程度（社会的、経済的又は技術的な事情の変化によりやむを得ない場合を除く。）本格的に運用するものであること。</p> <p>ii. 「B) コミュニティバス運行支援キット」又は「C) 施設送迎共同管理システム」を導入する場合においては、導入又は改修したシステムを基幹的な業務システムとして少なくとも5年間程度（社会的、経済的又は技術的な事情の変化によりやむを得ない場合を除く。）本格的に運用するものであること。</p> <p>iii. 「D) SIM レスバス停システム技術仕様書」に準拠したシステムを開発又は改修する場合においては、業務要件及び機能要件の主要な部分が同仕様書に整合するものとし、開発又は改修したシステムは路線バス事業等の基幹的な業務システムとして少なくとも5年間程度（社会的、経済的又は技術的な事情の変化によりやむを得ない場合を除く。）本格的に運用するものであること。</p> <p>iv. 「E) 乗降実績データ標準仕様書（鉄道・バス）」又は「F) 乗降実績データ標準仕様書（配車アプリ）」に準拠してデジタルチケッティングシステム等を開発又は改修する場合においては、システムが取得する乗降実績データの出力インターフェースが技術要件に適合していること。手作業や CLI 操作によってデータを編集して技術要件に適合させることは本格実装の条件を満たさない。</p> <p>v. 本事業では技術要件に適合したシステムの開発・導入とその運用が汎用的かつ継続的に行われることを重視する。このため、本事業により導入等したシステムの運用が一定の事業やエリア、期間に限定されたものである場合は、本格実装の条件を満たさないと評価される場合がある。</p>
--	---

5. 補助対象経費

以下の事業に要する経費を補助します。

採択された場合、採択された年度（令和8年度）に限り国費を交付します。

※ 申請主体に自治体が含まれる場合は、当該自治体を基準に判断します。また、申請主体に自治体が含まれない場合は、事業実施地域が含まれる自治体を基準として判断します。なお、複数自治体を跨ぐ場合、主となる自治体（申請主体や費用負担により判断）を基準に判断し、主となる自治体が複数に跨る場合は、補助率が高い自治体を基準として判断します。

- 1) システム開発に要する経費
 - ・システム購入、開発、改修等の費用
- 2) 端末整備等に要する経費
 - ・キャッシュレス端末等の購入、設置に要する費用
- 3) 利用促進費

- ・広告宣伝、利用啓発等に要する費用

- 4) システム利用料
 - ・ソフトウェア又はクラウドサービス等の利用に要する経費
- 5) 実証運行費
 - ・交通サービスの導入及び運行に係る費用（車両費は除く。）
- 6) 交通情報のデータ化に要する費用
 - ・GTFS-JP シリーズに基づく交通サービスの運行情報に係る標準的なデータ作成に要する経費（本事業により整備されたモビリティ・データはオープンデータとして提供すること。）
 - ・国土交通省が定める「乗降実績データ標準仕様書（鉄道・バス）」又は「乗降実績データ標準仕様書（配車アプリ）」に基づく標準的な乗降実績データ作成に要する経費
- 7) その他
 - ・システムの導入に伴うマニュアル作成費、研修実施費、調査費等

6. 補助率

補助対象経費について、実施地域の属する地域区分に応じて（※）別表1の補助率を乗じた経費を補助します。

※ 申請主体に自治体が含まれる場合は、当該自治体を基準に判断します。また、申請主体に自治体が含まれない場合は、事業実施地域が含まれる自治体を基準として判断します。なお、複数自治体を跨ぐ場合、主となる自治体（申請主体や費用負担により判断）を基準に判断し、主となる自治体が複数に跨る場合は、補助率が高い自治体を基準として判断します。

【別表1】

地域区分	該当地域	補助率・上限額
A：主に中小都市、過疎地など	人口10万人未満の地方公共団体	補助対象経費500万円以下の部分については定額、500万円を超える部分は2/3（上限1億円）
B：主に地方中心都市など	人口10万人以上の地方公共団体	2/3（上限1億円）
C：主に大都市など	東京23区 三大都市圏の政令指定都市	1/2（上限1億円）

※ 補助対象外経費は、以下を想定しております。

- ・法令又は条例等において義務化されている設備等の導入に係る工事費
- ・国が助成する他の制度（補助金等）と重複する事業に係る経費
- ・恒久的な施設の設置、用地取得等、本事業の範囲に含まれ得ない経費
- ・コミュニティファンド等への初期投資（シードマネー）、出資金
- ・親睦会に係る経費
- ・振込手数料

- ・国の支出基準を上回る謝金費用
- ・その他、事業と無関係と思われる経費

7. 補助対象事業の事業実施期間

交付決定日（令和8年4月以降順次）～令和9年2月26日（金）

※この間に発生した経費を、補助対象経費とします。

8. 事業実施状況等の報告等

本事業はモデル事業として取組を支援することを通じ、他の地域等における取組の参考とし、横展開を図ることを目的の一つとしています。このため、選定された事業については、その実施状況等について、国土交通省及び事務局からフォローアップ等を行うことを予定しており、必要な資料提供等の報告を行っていただきます。

なお、本事業の効果を把握するため、本事業を活用した事業の終了後にも、取組の実施状況の把握に協力いただくことがあります。

III. 補助対象事業の採択方法・審査基準

1. 採択方法

「『交通空白』解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト（地域交通 DX 推進タイマー）」は、募集期間内に応募があった事業の中から、国土交通省が審査を行い、採択します。

2. 審査基準

補助対象事業の採択にあたっては、以下の観点から審査を行います。

(1) 形式審査

- ① 応募書類に必要項目が記載されていること。
- ② 「交通空白」解消・官民連携プラットフォームに加入していること。

(2) 内容審査

以下の項目に関して、審査を実施します。

- ① データ統合によるモード横断のデータ活用

項目	審査基準	評価ポイント
協業化	事業実施の内容が対象エリア内の事業者・事業種を網羅したものとなっているか。	本事業では、交通モードごと、事業者ごと、決済手段ごとに分断されているデータを統合させ、モード横断のデータ活用を実現する取組を評価する。 例：複数の事業者・事業種の連携・協働による乗降実績データの共通 ID 化とクラウド化により、モード横断のデータ活用をシステム的に可能とするもの。

- ② システム統合による業務効率の向上

項目	審査基準	評価ポイント
共同化	事業実施の内容が対象エリア内の複数のシステムを統合したものとなっているか。	本事業では、標準 API の導入により、タクシー配車管理システムやデマンドバス配車システムなど多様化するシステムの連携・統合による業務効率の向上を図る取組を評価する。 例：タクシー配車システムやデマンドバス

		配車システムなど、乱立するシステムが共通化され、車両リソースのフル活用を実現できるもの。
--	--	--

③ 標準業務モデルの導入によるサービス品質向上

項目	審査基準	評価ポイント
標準化	事業実施の体制が対象エリア内の各事業者を網羅した標準業務モデル導入となっているか。	<p>本事業では、標準業務モデルに基づくシステムリプレイス及び標準システム導入により、データ活用等によるオペレーションの高度化などサービス品質の向上を図る取組を評価する。</p> <p>例：運行計画、運行管理、車両管理、乗員管理、乗降実績、リアルタイム運行情報など、バラバラとなっている各業務が標準業務モデルにより統合され、事業者間で共通化されるもの。</p>

(3) 応募にあたっての留意点

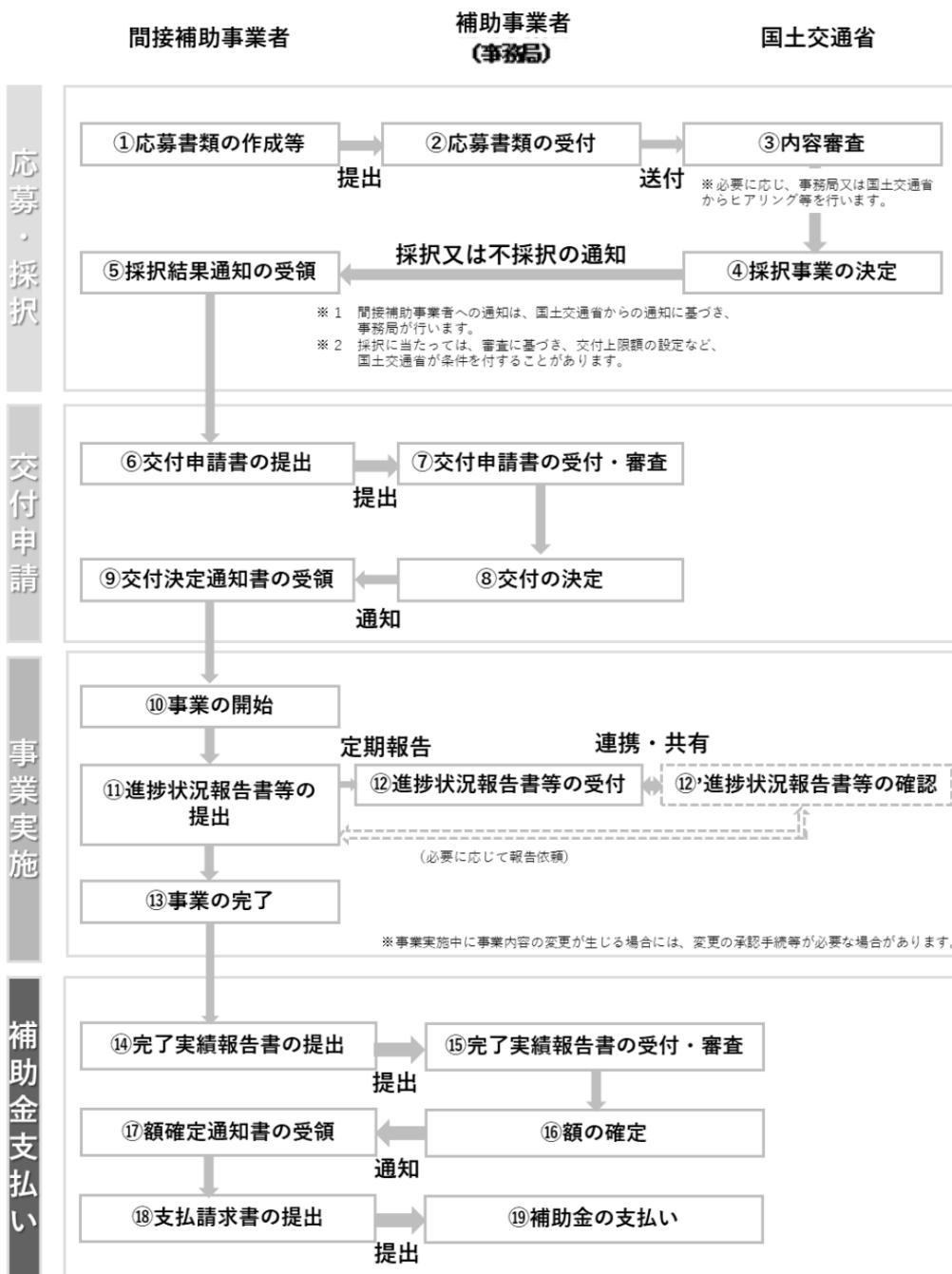
- ・採択先/採択件数は精選により決定となること。
- ・補助対象経費は、補助金の交付決定後に着手した業務を対象とし、令和9年2月26日（金）までに要したものと対象とする。
- ・必要に応じて、補助対象事業の実施状況の確認や資料提供を求めることがある。また、提供された資料は、公表可否の確認の上、HP掲載等を行うことがある。
- ・補助対象事業にかかるシステムの詳細や使用するデータ形式、システムに関する課題の分析結果等を国に提供すること。提供されたデータ等は、国の施策推進のために、必要に応じて使用がある。
- ・国の他の補助事業への応募の有無に関わらず、本事業への応募は可能である（補助対象経費の重複は不可）。

IV. 応募手続、交付申請等の事業全体の流れについて

1. 事業全体の流れ

応募から補助金受領までの事業全体の実施フローは、以下のとおりです。

※応募書類については、国土交通省モビリティサービス推進課に直接提出いただきます。



※他地域等の取組の参考となるよう、事務局・国土交通省において間接補助事業者へヒアリング等を行い、事業完了後を目途に特設HP等で各取組の状況を公表します。また、事業終了後にもフォローアップのため、取組の実施状況の把握にご協力いただく場合があります。
※事業終了後、帳簿の保管や取得財産の管理等は、交付規程に従って適切に実施してください。

2. 応募について

補助金の交付を希望される場合は、応募様式に必要事項を記載し、受付開始後に以下に提出してください。

2-1. 応募期間

令和8年2月13日（金）～3月6日（金）正午【必着】

2-2. 応募方法

上記の応募期間中に、提出書類（電子データ）を添付して電子メールにて下記の提出先に送付してください。提出時のメール件名は必ず「【提出】（申請者名）地域交通DX推進タイプ（「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト）」としてください。

【応募書類 提出先】

国土交通省 総合政策局 モビリティサービス推進課

E-mail : hqt-mobilityservice1002@gxb.mlit.go.jp

TEL : 03-5253-8111 直通 : 03-5253-8980

2-3. 提出書類

応募にあたっては、以下の提出書類を提出してください。

- ① 令和8年度地域交通DX推進タイプ応募様式
- ② 関連法令に抵触していないこと等に関する誓約書
- ③ 技術要件に準拠していること等に関する誓約書
- ④ 本事業に係る参考資料（PowerPoint等による補足資料等を想定）

※必要に応じて提出してください。

＜留意事項＞

- ・ 応募書類の作成に当たり、欄の追加、欄の幅の拡大等の様式の変更は、原則、認められません（様式に欄の追加等に関する記載がある場合を除く）。変更が必要な場合は、あらかじめ事務局にご連絡ください。
- ・ 応募書類の作成に当たり、画像データを使用する際は、画質が乱れない程度に圧縮してください。低画質な画像や紙媒体のスキャン画像は、画像の識別が困難になる場合がありますので、表示を事前に確認のうえご提出ください。
- ・ 応募様式等に添付された図表は、今後国土交通省にて内部資料等作成のため修正・加工する場合があるため、画像データや計数表等のパツツはできるだけ分割した上で、様式等に貼り付ける際にはパツツのグループ化を行ってください。
- ・ 応募書類の機密保持には十分配慮いたしますが、採択された場合には、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）に基づき、不

開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となりますのでご了承ください。

- 応募書類等の作成費用は選定の有無を問わず、経費に含まれません。

3. ヒアリングの実施について

採択にあたっては、国土交通省又は事務局において、必要に応じて応募内容に関する個別ヒアリングを実施することがあります。その際には、実施予定日・方法等を別途ご連絡いたします。なお、事業内容に応じて、定期的な中間報告を求める場合があります。

4. 採択結果の通知について

公募期間終了後、国土交通省において、申請様式の内容（ヒアリング内容を含む）の審査を行った上で、補助対象事業の採択結果を決定し、応募者に対して結果を通知いたします。その際、応募内容を審査の上、交付上限額の設定等、条件付きで採択とする場合があります。

- ※1 採択結果の通知は、国土交通省からの通知に基づき、事務局が行います。
- ※2 採択通知のみでは、補助金の交付を受けることはできません。必ず、下記「5. 採択後の補助金交付申請等について」に従い、交付決定を受けてから事業開始するようにしてください。
なお、採択の結果（不採択の理由等）に関するお問い合わせには、一切応じかねますのであらかじめご承知おきください。

5. 採択後の補助金交付申請等について

補助対象事業に採択された場合は、事務局から補助金交付申請手続きについて案内いたしますので、速やかに事務局へ交付申請書を提出してください。交付申請書について事務局で形式面等を審査の上で、交付決定通知書を通知します。

なお、交付決定にあたっては、応募内容を審査の上、要望額から一定額を減額して交付決定を行う場合があります。

補助事業として交付決定された場合は、補助事業の適正な執行を確保するため、事業の進捗状況に関する報告等を求めますので、あらかじめご承知おきください。

※ 交付申請書及び事業の進捗状況に関する報告等の様式については、別途ご案内いたします。

6. 令和6年能登半島地震の被災地における特例について

令和6年能登半島地震の被災地における取組について、提出書類の準備が困難な場合においては、補助金交付申請手続き時に併せて提出することを要件に、必

要最小限の書類での応募を可能といたします。その他、応募期間等について、配慮を要する場合には北陸信越運輸局へご相談ください。

V. 事業の実施にあたっての留意点等

1. 事業の実施

- ・ 本補助の活用に際しては、本公募要領の他、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び同法施行令、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）及び本事業の「交付規程」の規定を遵守していただくことになります。
- ・ 補助金の不正受給が行われた場合には、補助金交付決定の取消・返還命令、不正の内容の公表等や5年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処せられることがあります。申請書類の作成・提出に際しては、事実と異なる記載内容での申請とならないよう、十分にご確認ください。

2. 補助金の対象経費

- ・ 補助金交付決定前に契約等を行っていた事業は、補助対象外となりますのでご注意ください。
- ・ 税制上、補助金は消費税の課税対象となる売上収入ではなく、特定収入となるため、課税事業者である補助対象事業者に消費税を含む補助金が交付された場合、当該補助対象事業者が消費税の確定申告を行うことで、補助対象事業に係る課税仕入れに伴う消費税の還付金が発生することとなるため、この還付と補助金交付が重複しないよう、原則として補助対象経費には消費税額を含めないこととします。
- ・ 申請事業者が自社製品を購入したり、共同申請者やグループ会社・関係会社に発注を行ったりすることは、利益排除の対象となります。

3. 収益納付

- ・ 「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」等の規定により、補助対象事業（補助金の交付を受けて行う事業）の結果により収益（収入から経費を引いた額）が生じた場合には、補助金交付額を限度として収益金の一部又は全部に相当する額を国庫へ返納していただく場合があります（これを「収益納付」といいます）。
- ・ 本事業については、事業完了時までに直接生じた収益金について、補助金交付時に、交付すべき金額から相当分を減額して交付する取扱いとなります。

4. 事業の実施及び事業内容の変更

- 補助対象事業者は、交付決定通知を受理後、補助対象事業の内容を変更しようとする場合、若しくは補助対象事業を中止又は廃止しようとする場合は、交付要綱・交付規程等に従って、事前に承認を得る必要があります。変更等が見込まれる場合には、必ずあらかじめ事務局へ相談し、必要な対応の指示を受けてください。当初の事業内容なく、また事前に変更の承認を得ずに実施した業務に係る経費は補助対象外となります。

5. 事業の進捗報告

- 事業の進捗状況を適切に把握するため、事務局に対して、事業の進捗状況の報告を行っていただきます。又、随時、国土交通省においても、必要に応じて進捗状況等の把握をさせていただきます。
- 又、採択事業による取組が、他地域等の取組の参考となるよう、事務局・国土交通省においてヒアリングや現地取材等を行い、事業完了後を目途に特設ホームページ等で各取組の状況を公表します。これらのヒアリング等や、公表資料の確認等にも協力をいただきます。
- さらに、補助事業実施期間の状況報告時に領収書、契約書等、経費証明を提出いただきます。経費発生時より遅くとも2ヵ月以内の提出をお願いいたします。
- 事業の効果を定量的に評価することを目的に、必要なアンケート、ヒアリング等を実施していただくことがあります、具体的には交付決定後に事務局と調整します。

(地域交通 DX 推進タイプについて)

地域交通 DX 推進タイプについては、事業進捗の適正管理の観点から、1ヵ月に2回程度の進捗報告（国土交通省に対する報告及び国土交通省が指定する業務実施支援チームへの報告）及び以下の資料の作成が必要となります。

事業実施計画書

WBS/ガントチャート

事業実施報告書

進捗報告資料

中間報告資料

その他取組内容やシステム実装の内容がわかる資料

6. 完了実績報告

- 補助対象事業者は補助対象事業が完了（設備の購入や実証実験の完了だけではなく、それに係る経費が全て支払われた時点をいう）したときは、その日から起算して10日以内又は令和9年2月26日のいずれか早い日までに交付規程等に定める事業完了実績報告書の提出をお願いいたします。なお、その他の提出書類については、交付決定後に改めてお知らせします。

- 事業完了実績報告書の確認時に、支出内容に補助対象外経費が含まれていることが判明した場合には、当該経費を除いて補助対象経費を算出させていただきます。このため、実際に受け取る補助金は「交付決定通知」に記載した補助金額より少なくなる場合があります。

7. 補助金の支払い

- 事業完了実績報告書に基づく額の確定後の精算払いとなります。補助金額確定前の支払いには対応いたしかねますので、各事業者におかれましては必ず事業実施前に必要な経費を確保ください。

8. 補助事業完了後

- 補助対象事業者は、補助対象事業に関する帳簿及び証拠書類を補助対象事業の完了する日の属する年度の終了後5年間保存しなければなりません。
- この期間に、会計検査院による実地検査等が実施される可能性もありますが、補助金を受けた者の義務として応じる必要がございます。又、検査等の結果、補助金の返還命令等の指示がなされた場合には従わなければなりません。
- 補助事業により取得した財産の管理等については、交付規程等に従って適切に行う必要があります。なお、補助金で取得、又は効用の増加した財産（取得財産等）を、当該資産の処分制限期間（法定耐用年数）内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう）しようとする時は、事前に処分内容等について国土交通省または事務局の承認を受けなければなりません。その際には、処分制限期間の残余期間分に相当する補助金額を返還しなくてはならない場合があります。